

図面に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

総括図

東京都市計画地区計画
世田谷西部地域宇奈根地区地区計画〔世田谷区決定〕

世田谷西部地域宇奈根地区

凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(高度利用地区)
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区・建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
A	高度地区等 (記入のないところは無指定) 敷100㎡以上(敷地面積100㎡) 第一種高度地区
B	建蔽率/容積率
C	最低敷地面積 (記入のないところは無指定)

防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域

※ 建築基準法第22条第1項の規定に基づき、
建蔽率の指定がなされている。

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上に おける建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所づくり課です。 ※多摩川(川沿い)敷以内の区内全域	

日影規制	
3-2	日影規制時間
4-2	日影規制時間
5-2	日影規制時間
6-2	日影規制時間

※日影規制の適用は、都市計画図上の敷地に限定されます。

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7か
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

1:25,000

世田谷区都市整備政策部都市計画課

本図に示す地域地区等の計画図は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するもの
ではありません。また掲載されている情報以外に、その他規制がある場合がありますので、詳細につ
いては東京都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所づくり課)に問い合わせてください。
日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所づくり課)で確認してください。

【印刷番号】 都市計画図第100号、令和7年10月22日

二重線は「都市計画道路(第一種)」を併用して作成したものです。
【印刷番号】 都市計画図第100号、令和7年10月22日

【印刷番号】 都市計画図第100号、令和7年10月22日